

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金交付業務方法書

佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要領（以下「要領」という。）第 11 条に規定する業務方法書は、以下のとおりとする。

（用語の定義）

第 1 条 この業務方法書において使用する用語は、佐賀県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、要領において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）企業 事業を営む法人格を有する団体又は個人とする。
- （2）電気の需給契約 臨時電力契約等契約期間に制限のある契約形態を除く契約形態とする。

（給付金交付事業）

第 2 条 給付金交付事業とは、特定市町の区域内において小売電気事業者等から電気の供給を受けている者に対して給付金を交付することをいう。

（給付金の交付申請及び実績報告）

第 3 条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請に必要な要件（以下「交付要件」という。）に適合することを確認した上で、補助事業者が定める期間内に、様式第 1 の給付金交付申請書兼実績報告書に次に掲げる書面等を添付して補助事業者に申請しなければならない。

- （1）電気料金の支払に関する書面
- （2）雇用に関する書面
- （3）企業の資格を確認できる書面
- （4）電気の使用開始又は増設の申込書の写し
- （5）操業の開始を証する書面
- （6）投資に関する書面
- （7）その他補助事業者が定める書類

2 申請者は、前項の給付金の交付の申請をするにあたって、当該給付金に係る消費税額及び地方消費税額、遅收料金並びに違約金を減額して申請しなければならない。

（給付金の交付決定及び額の確定）

第 4 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定による申請書兼実績報告の提出があった場合は、その内容を審査し、給付金を交付すべきと認めるときは、県の予算の範囲内において、給付金の交付決定及び交付すべき給付金の額の確定を行い、申請者に対し通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えることができる。

2 前項の規定による申請者に係る給付金の交付の決定及び給付金の額の確定の内容には、次に掲げる事項を申請者に通知しなければならない。

- （1）給付金交付決定額

- (2) 実支払電気料金
- (3) 雇用創出効果
- (4) 交付対象契約電力
- (5) 企業立地日

3 補助事業者は、第1項の通知に際して、必要な条件を定めることができる。

(一の半期における給付金の交付要件)

第5条 補助事業者は、要領第5条第2項に規定する給付金の交付の申請の期間内において、申請者の一の半期における交付要件の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申請者に対し、当該半期にかかる給付金の交付をしてはならない。

- (1) 申請者（要領第10条第2項に規定する共同して電気の供給を受けるため小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する者を含む。）の雇用創出効果が3人未満になったとき。ただし、二以上の中小企業者が共同して行う企業立地の場合は、雇用創出効果の合計が3人未満になったとき、又は1社あたりの雇用創出効果が0人になったとき。
- (2) 新設後の契約電力が0キロワットになったとき。
- (3) 増設後の契約電力が増設前の契約電力以下に減少したとき。
- (4) 増設後の電気料金が増設前の電気料金以下に減少したとき。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、給付金の交付決定通知を受けた場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、給付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内に様式第2の給付金交付申請取下届出書を補助事業者に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 給付金の交付決定の通知を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）は、交付要件の遵守状況について補助事業者が指示したときは、様式第3の給付金状況報告書を補助事業者に報告しなければならない。

(給付金の支払)

第8条 補助事業者は、第4条第1項の規定により交付すべき給付金の額を確定した後に給付金を支払うものとする。

2 間接補助事業者は、前項の規定により給付金の支払を受けようとするときは、様式第5の給付金支払請求書を補助事業者に提出しなければならない。

(給付金の交付決定の取消等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、給付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 間接補助事業者が、本業務方法書又は本業務方法書に基づく補助事業者の指示に違反した場合
- (2) 間接補助事業者が、交付要件に関して不正、怠慢、その他不適正な行為をした場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により間接補助事業者に対して給付金の交付を継続する必要がなくなった場合

(4) 間接補助事業者が、要綱別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 補助事業者は前各号に掲げる事由に該当すると認められる場合において給付金の交付決定の取消しをしたときは、間接補助事業者に通知するものとする。

(給付金の返還等)

第10条 補助事業者は、前条の規定により給付金の交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する給付金を交付しているときは、間接補助事業者に期限を付して当該給付金の全部又は一部の返還を命ずる。

2 補助事業者は、給付金の返還を命じようとするときは、次に掲げる事項について間接補助事業者に通知しなければならない。

(1) 返還の理由

(2) 返還すべき給付金の額

(3) 加算金の額

(4) 納期日

(5) 延滞金に関する事項

3 間接補助事業者は、第1項の給付金の返還を命ぜられたときは、前条第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該給付金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を補助事業者に納付しなければならない。

4 間接補助事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を補助事業者に納付しなければならない。

(給付金の経理)

第11条 間接補助事業者は、給付金の経理について、給付金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を給付金の交付を受けることが終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約等)

第12条 申請者は、要綱別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について給付金の交付申請前に確認しなければならない。給付金交付申請書の提出をもってこれを同意したものとする。

2 補助事業者は、第3条第1項の規定に基づく申請者の給付金の交付申請前に、申請者から別紙の誓約書の提出を求め、県に対して佐賀県警察本部への照会を依頼しなければならない。

(補助事業者による調査等)

第13条 補助事業者は、給付金交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、間接補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

附則

この業務方法書は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この業務方法書は、令和3年2月8日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この業務方法書は、令和4年10月3日から施行する。

別紙

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。また、照会で確認された情報は、今後、当社が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

(収支等命令者 様)

[法人、団体にあつては事務所所在地]

〒

住所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏名

生年月日 (明治・対象・昭和・平成) 年 月 日

【記入上の注意点】

・本誓約書を片面印刷し、「氏名欄を自署」（氏名欄以外は印刷でも可）又は「使用されているソフトウェアで必要情報を記入し印刷後押印」してください。

様式第 1

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 期 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付につき、下記のとおり実績を報告の上、申請いたします。

記

1. 給付金交付対象事業所の内容
 - (1) 工場、事業所等の名称
 - (2) 工場、事業所等の所在地
 - (3) 工場、事業所等の目的
2. 実支払電気料金 円
3. 給付金交付申請額 円
4. 給付金算定に係る事項
 - (1) 雇用創出効果 人
 - (2) 交付対象契約電力 kW
5. 企業立地日 年 月 日

(注) 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 を使用のこと。

様式第 2

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金
交付申請取下届出書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので届け出ます。

記

交付申請取下理由

（注）用紙の大きさは日本産業規格 A 4 を使用のこと。

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金状況報告書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付要件の遵守状況について、下記のとおり報告します。

記

交付要件の遵守状況

様式第 4

年度 期 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金支払請求書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日 第 号をもって交付決定及び額の確定の通知を受けた上記給付金について、下記のとおり支払いを請求します。

記

1. 支払請求額 円

2. 給付金の振込先

- (1) 銀行名
- (2) 店名
- (3) 預金の種類
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義人

(注) 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 を使用のこと。